

自分で、みんなで備えよう！豪雨対策

止水板設置工事等助成 のご案内



港区

近年の気候変動によって、短時間での集中豪雨の発生回数が増加しています。

麻布十番付近



平常時



令和6年8月21日豪雨時

元麻布付近



平常時



令和6年8月21日豪雨時

家屋や建物内への雨水の侵入を防ぐためには、止水板の設置等が対策として有効です。

止水板設置前・設置後イメージ



止水板設置後イメージ



浸水による建築物の被害の防止または軽減を図り、水害から区民の生命と財産を守るため、建築物に止水板を設置する工事等の経費について、区がその一部を助成します。

助成対象建築物

港区内に存する建築物

ただし次に掲げる建築物は対象外です。

- ・令和8年4月1日以後に建築確認を受け、都市開発諸制度等を活用した建築物
- ・止水板の設置工事等について、区、東京都、国及び地方公共団体その他のこれに準ずる者から助成金等の交付を受けたまたは受ける予定のある建築物

助成対象者

港区内に存する建築物を所有もしくは賃借している者、またはマンションの管理組合

助成対象経費

建築物に止水板(※1)を設置する工事等の経費(※2)

(※1)建築物に水が浸入することを防止するために開口部等に設置するもので、次のいずれにも該当するものが対象です。

- ・浸水に耐え得る材質であること
- ・水の侵入を防止する主要な部分の取り外しまたは移動が可能なものであること

(※2)助成対象者が行う次に該当する費用が対象です。

- ・建築物の内壁または外壁に止水板を設置する工事
- ・土間コンクリート打設等の止水板を設置するために必要な関連工事
- ・簡易型止水板（工事を伴わずに設置することができる止水板をいう。）の購入
- ・その他建築物への浸水を防ぐための対策に係る事業として港区長が必要と認めるもの

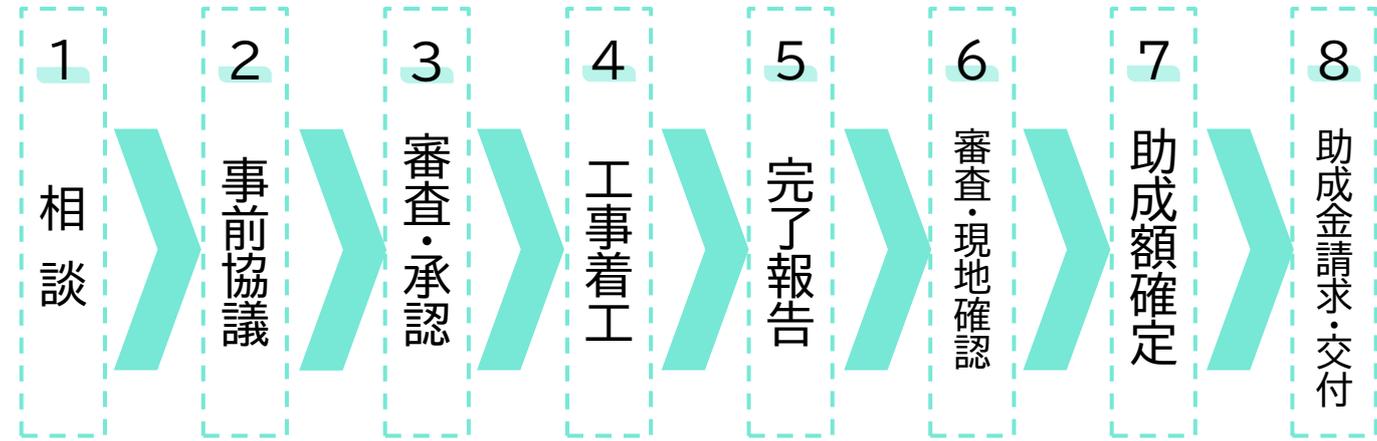
助成の金額

上限150万円（助成率は工事費の4/5を限度）

助成期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

申請手続きの流れ



申請手続きの詳細

1. まずは計画段階で電話等でご相談ください。
2. 事前協議申請書に必要書類を添えて提出してください。
3. 申請内容を審査し、助成金交付の承認をします。承認後、承認通知書により、申請者に通知します。
4. 承認通知書を受け取り後に、工事に着手してください。
5. 助成対象経費に係る工事の完了後に、完了報告書に必要書類を添えて提出してください。
6. 完了報告書の内容の審査及び現地を確認します。
7. 交付承認の内容と適合すると認めるときは、助成額を確定し、助成額確定通知書により、申請者に通知します。
8. 助成額確定通知書を受け取り後に、助成金請求書を提出してください。請求書が届き次第、助成金を指定口座に振り込みます。

注意事項

- ・申請はオンライン（L o G o フォーム）、窓口で受け付けます。
- ・申請に必要な書類は、港区ホームページよりダウンロードできます。
- ・交付承認前に着工した場合は、助成の対象外となるためご注意ください。
- ・交付承認後に、止水板の仕様変更等、申請内容を変更しようとするときは、速やかに変更申請の手続をしてください。

お問い合わせ先

港区街づくり支援部土木課土木計画係 Tel 03-3578-2217